

**【研究ノート】****非営利法人のセグメント情報開示の有用性**

高橋 史郎

**1 はじめに**

ESGやSDGsへの配慮を念頭に置き、社会や環境などの公益活動に積極的な企業が増加している。株主利益を重視する経営に邁進していた企業が、投資家だけではなく環境の改善や保全に目を向けた公益活動に大きく軸足を移すという事例は枚挙にいとまがない。

翻って公益活動が“本業”である非営利法人はどうであろうか。近年、非営利法人を取り巻く状況も大きく変化しており、営利法人同様に経営改革、改善に注力している団体も多いのは周知の事実であろう。

本稿では、「百年に一度」ともいわれる制度改革によってガバナンスの強化やそれに伴う情報開示の拡充が図られた非営利法人を対象として、とくに財務開示の面でいかなる変化が起こり、その結果どのような効果が生じたかを考察する。対象としたのは、公益法人、医療法人、社会福祉法人の3つである。

とりわけ「セグメント情報」の開示という点で目を見張る改革が行われたのは社会福祉法人であり、その改革が財務開示全体の有効性にどのような波及効果を及ぼしたかについての考察に重点を置いていく。

**2 非営利法人の定義**

非営利法人を「法人」の枠をより広くとらえて「組織」という枠組み、すなわち非営利組織（Non Profit Organization）としてとらえると、一般的には「利益の追求を主な目的とはしない組織体」であり、次のような7つの要素を満たす組織であると定義されている<sup>1</sup>。グローバルなレベルで広く受け入れられているのは、①から⑤までの要素を満たしている組織である。

- ①正式に組織されていること（Formal）
- ②民間であること（Private）
- ③利益非分配（Non-Profit-Distributing）
- ④自主運営であること（Self-Governing）
- ⑤自発的であること（Voluntary）

<sup>1</sup> ジョーンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授の定義による。

⑥非宗教的であること (Non-Religious)

⑦非政治的であること (Non-Political)

2000年以降、非営利法人本体とその外部の情報利用者であるステークホルダーとの間での情報の非対称を解消すべく、非営利法人改革などが矢継ぎ早に行われている。

しかしながら、情報利用者に会計情報の何を、いつ、どのように伝えるのかについての整備は遅れており、ディスクロージャー制度は中途半端なものとなっている (黒木 (2018), 221頁)

次節からディスクロージャーを改革すべく大胆な改革が行われた3つの非営利法人の事例をみていくことにする。

### 3 公益法人制度改革の背景と概要

#### 3-1 背景

新たな公益法人制度改革が開始されたのは平成20年12月1日からである。

目的は、行政や民間営利部門ではなく民間非営利部門による公益の増進をよりいっそう進展させることにあった。

公益法人については、かねてより主務官庁の裁量権による許可、主務官庁との癒着や天下り、これらと関連した不適切な運営が指摘されていた。わが国100年来の課題ともいわれた公益法人制度改革は、これらの問題点を払拭すべく導入されたのである。

#### 3-2 概要

改革のポイントは、公益性で社団法人、財団法人を「一般」と「公益」の2つに区分することにあった。

一般社団法人と一般財団法人については、これまでの許可主義から準則主義に変更になったため登記するだけで簡単に設立することが可能になった。設立後も行政庁による監督は原則としてないため、民間による非営利法人の参入障壁がかなり低くなったといえるであろう。

他方、公益社団法人と公益財団法人は公益目的事業を行うことを主たる目的とするが、公益性の基準を満たし、内閣府 (国) あるいは知事 (地方) による認定を受けて初めて設立できることになっている。行政庁による監督があるが、一定の税優遇が認められている。

##### 3-2-1 一般法人の要件

一般社団法人は社員2名以上、財産保有規制はない。理事は必置 (任期2年以内) であり、会計監査人 (任期1年) を置くことができる (負債200億円以上の法人は必置しなければならない)。

事業年度ごとに計算書類などを作成し、貸借対照表を公告することが求められている（負債200億円以上の法人は損益計算書も公告する必要がある）。

一般財団法人の設立には300万円以上の財産の拠出が必要である。社団と同様に理事は必置（任期2年以内）であり、会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人は必置しなければならない）。

### 3-2-2 新公益法人の要件

新制度のもとで公益法人として認定されるためには、次の4つの要件を満たさなければならない。

#### ①公益目的事業を行うこと

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものである。

#### ②公益目的事業比率を50%以上とすること

総事業費と管理費の合計額に対する公益目的事業費の割合を50%以上に保つ必要がある。

#### ③遊休財産額は一定額を超えないこと

#### ④同一親族などは、理事または監事の3分の1以下とすること

公益認定を受けるためには、上記のような厳しい要件が課されるが、ひとたび認定されると、「公益社団法人」、「公益財団法人」という名称を独占的に使用することが可能になり、個人や法人からの寄附について税制上の優遇を受けられるというメリットがある。

新制度以前の従来の公益法人には、平成20年12月1日から平成25年11月30日までの間に移行措置が認められていた。現在は「新制度の公益法人への移行」、「新制度の一般法人への移行」という選択肢を選んだ法人が広義の公益法人という位置づけにある。

### 3-2-3 新公益法人のガバナンス基準

公益認定後は、次のようなガバナンス基準を継続して満たしているかどうかについて行政庁の監督を受けることになる。

#### ①経理的基礎・技術的能力

公益目的事業を継続して実施できるかどうかについて経理上や技術上の基盤を整備する。他の機関への事業の全体あるいは部分の「丸投げ」は禁止される。

#### ②理事などの関係者の制限

上記の要件にも示されているが、理事及び監事のうち、親族など相互に密接な関係にあるものの合計数は3分の1を超えてはいけない。改革以前の公益法人で問題とされた同族で

の法人支配を防止するためである。

### ③公益目的事業財産の管理

公益のために集めた財産は最後まで公益的に消費しなければならない。寄附金等の一定の財産についても公益目的事業に使用・処分しているか明らかにしなければならない。

### ④公益認定の取り消しや解散

もし認定が取り消されたり法人が解散することになった場合、財産の残額である残余財産を公益目的団体などに贈与しなければならない。

これらのガバナンス基準を満たし公益法人としての説明責任を遂行しているかどうかは、行政庁に提出される次のような種々の情報開示書類によって最終的に判断される。

#### ◆事業計画書など

- ・事業計画書
- ・収支予算書など

#### ◆事業報告など

- ・貸借対照表及び付属明細書
- ・損益計算書及び付属明細書
- ・事業報告及び付属明細書
- ・財産目録
- ・運営組織および事業活動の状況の概要及び重要な数値を記載した書類
- ・役員等名簿
- ・役員報酬等の支給基準書類

## 4 医療法人制度改革の背景と概要

### 4-1 背景

医療法人の制度改革の骨子は「基金拋出型医療法人」を導入することである。その目的は、非営利性を徹底することであり、会計処理上の視点で見ると「持分」が認められないことに最大の特徴がある。

もし医療法人が何らかの理由によって解散する場合には、医療サービスの永続性を保つために残余財産は国または地方公共団体に帰属することになった。非営利性を徹底するなかで、医療サービス提供を提供することが難しくなった場合にはそれ相応の担保が必要だと考えられたのである。

制度改革の影響を受ける医療法人の種類は次の3つである。

#### ①社会医療法人

提供する医療サービスの採算性は低いが高公益性の高い医療を担うことになるため、見返

りに一定の収益業務が認められた医療法人である。社会医療法人は、公的医療サービスを提供することが義務付けられている。採算性の低い救急医療や周産期医療、へき地医療、災害医療などの医療サービスを過不足なく提供することが求められているといえよう。

公益法人と同様に、経営サイドが同族によって占められてしまうと非営利活動を行う上で支障がでる可能性が高いため、役員に占める同族者の割合は3分の1以下となっている。

採算性の高い医療サービスの提供ばかりを追求することができない代わりに、社会医療法人には次のことが認められている。

- ・医療本体の法人税などは無税。
- ・収益事業や福祉事業の範囲の拡大。
- ・公募債の発行による資金調達が可能
- ・自己資本比率規制は受けない。

#### ②特定医療法人

租税特別措置法により認可される医療法人である。医療サービスの提供に関して、社会医療法人ほどの制約はないが、認定を受けるためにはベッドが40床以上（原則）、救急告示病院、差額ベッド数が100分の30以下、役職員一人につき報酬額が36百万円を超えないこと、などの細かい条件がある。

社会医療法人と同様に、人事面では理事、監事、評議員、その他役員などのそれぞれに占める親族などの割合がいずれも3分の1以下と決められている。また、解散の際は残余財産が国、地方公共団体または他の医療法人に帰属する旨の定めがある。

認可されるための根拠法が租税特別措置法であるため、国税庁の承認により、法人税率が軽減されるというメリットがある。

#### ③一般医療法人

「一人医師医療法人」とも呼ばれ、医師若しくは歯科医師が常時1人又は2人勤務する医療法人である。かかりつけ医などのように個人にとっては一番身近な法人であり、医療法人全体の8割以上を占めている。

上記2つの医療法人と同様に非営利性が徹底して求められ、基金拠出型の医療法人が導入されている。医療の継続性を保つため会計上では「持分」が認められておらず、残余財産は国または地方公共団体に帰属する<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 従来の持分のある医療法人は経過措置で存続する。出資者の持分は存続し、相続財産の対象にもなる。

## 4-2 概要

### 4-2-1 医療法人制度改革 ～第1の波～

平成19年4月に施行された改正医療法のポイントは次のとおりである。

#### ①非営利性の徹底

2007年4月以降に新設される医療法人（拋出型医療法人）に関しては、「持分」という概念はなくなる。解散時の残余財産は国や地方自治体に帰属することになり、拋出者には拋出額のみが返還される。

#### ②監事の責任の明確化

監事が業務や財務の監査を行う旨が改正医療法に明記され、医療法人の業務や財務について監査報告書を作成し、社員総会あるいは理事への提出が義務付けられた。

#### ③財務開示（ディスクロージャー）の強化

従来は財務諸表に加えて、会計年度終了後3か月以内に事業報告書、監査報告書を都道府県へ届け出ることが義務付けられた。特筆すべきは、都道府県は請求があった場合、誰にでも開示しなければならなくなったことである<sup>3</sup>（債権者以外も閲覧できるようになった）。

### 4-2-2 医療法人制度改革 ～第2の波～

平成27年9月に医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）公布され、医療法（昭和23年法律第205号）が再度改正されることになった。再改正の医療法が施行されたのは平成28年4月である。

新医療法第51条第2項の規定に基づき、「医療法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第95号）が公布され、平成29年4月2日から施行されることとなり、同日以後に開始する会計年度に係る会計について適用されることとなった。従来は会計規則の「準則」としての位置づけであったが、晴れて「基準」として整備されることになったわけである。

医療法人会計基準の適用対象となるのは次の2つの医療法人である。

- ・負債総額20億円以上または事業収益10億円以上、または社会医療法人債を発行している社会医療法人
- ・負債総額50億円以上または事業収益70億円以上の社会医療法人以外の医療法人

医療法人会計基準の適用開始は平成29年4月2日以後開始事業年度とされているので、実務的には平成30年4月30日決算からスタートとなる。

上記2つの制度改革により、非営利法人である医療法人の経営（財務）分析がしやすくな

<sup>3</sup> 従来は債権者だけが閲覧できたが、改正後は誰でも請求すれば閲覧可能になった。

った。医療法人の再編が加速化している昨今であるが、事業拡大を目指す医療法人は買収対象の経営状況を分析しやすくなり、逆に経営に苦しんでいる医療法人は買収のターゲットになりやすくなるであろう。

## 5 社会福祉法人制度改革の背景と概要

### 5-1 背景

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される公益法人をいう。法人税法上では公益法人等にあたる。

主たる事業である社会福祉事業とは、個人が家族や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず安心して生活を送れるように支援することを目的とするものである。実際に運営されている施設は、各種福祉施設、保育園、病院や診療所、介護福祉士や保育士を養成する専修学校などと多岐にわたっている。

社会福祉事業は、経営母体の違いによって第1種と第2種の2つに分けられている。第1種社会福祉事業は、国・地方公共団体が経営母体であり、きわめて公共性の高い事業である。事業の対象者は概ね社会的弱者（心身障がい児者、老人、児童など）となっている。他方、第2種社会福祉事業は一般の社会福祉法人が営む事業であり、老人、生活困窮者、母子家庭、障がい者などを対象とする介護や支援施設の経営を主に行っている。

社会福祉法人の会計処理を規定する会計基準については、平成23年度までは、かなり混沌とした状態にあった。同一法人の中に様々な会計ルールが併存しており<sup>4</sup>、事務処理がきわめて煩雑であったのである。

### 5-2 概要

#### 5-2-1 新会計基準の基本的な考え方

会計処理の煩雑さを解消すべく、平成24年4月から適用されるようになったのが新たな社会福祉法人会計基準である。新基準の基本となる考え方は次のとおりである。

- ・法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとする。
- ・従来は複数の会計単位が存在したが（図表1）、新基準では法人で一本の会計単位とした（図表2）。

<sup>4</sup> 「(旧)社会福祉法人会計基準」, 「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」, 「介護老人保健施設会計・経理準則」, 「就労支援の事業の会計処理の基準」, 「経理規程準則」などの複数のルールにもとづいて財務諸表を作成していた。

- ・支払資金の収入と支出を明確にする「資金収支計算」と、社会福祉法人のすべての純資産の増減を計算する「事業活動計算」に重点をおく。

### 5-2-2 新会計基準の特徴

従来の会計基準と大きく異なるのは主に次の3点である。

- ・社会福祉法人が行うすべての事業を対象とし、社会福祉事業、公益事業、収益事業の3つの「事業区分」を設ける。
- ・施設・事業所ごとの財務状況を明らかにするために「拠点区分」を設けた。
- ・施設・事業所内で実施する福祉サービスごとの収支を明らかにするために「サービス区分」を設けた。

新会計基準のもとで作成される財務諸表は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録の4つである。

資金収支計算書は、支払資金の収入と支出の内容を明らかにするために作成される。ここで、支払資金とは流動資産から流動負債を控除したものである。表示上では事業活動による収支、施設設備等による収支、その他の活動による収支に区分されている。

事業活動計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成され、純資産のすべての増減内容を明瞭に表示することを目的としている。サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部、繰越活動増減差額の部という4つの区分で表示される。

貸借対照表の構成自体は一般の事業会社とほぼ同じであるが、大きく異なるのは純資産の部の表示項目であり、次のようなものがある。

- ・基本金

法人が事業開始等に当たって受け取った寄附金の額を計上する。

- ・国庫補助金等特別積立金

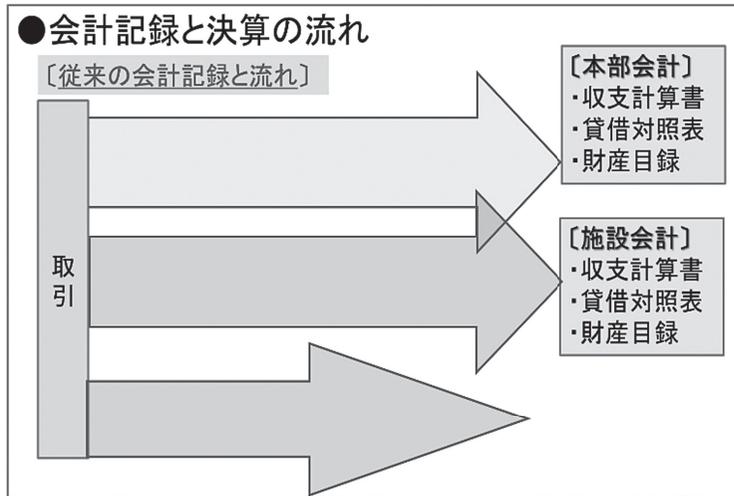
施設および設備の整備のために、国または地方公共団体等から受領した補助金、助成金および交付金などの額を計上する。

- ・その他の積立金

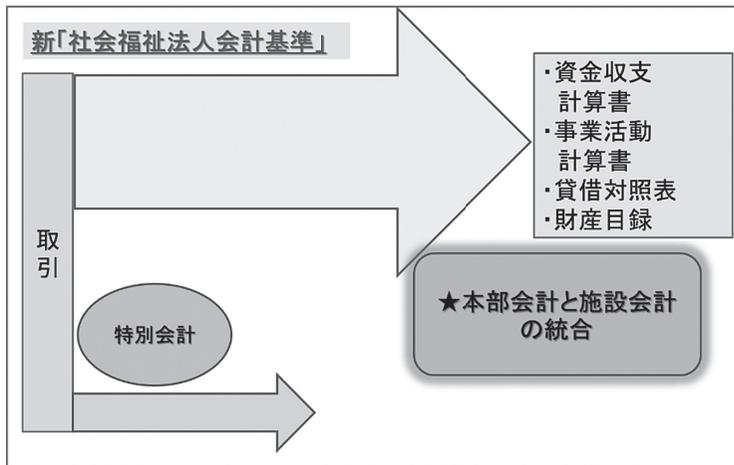
将来の特定の目的の費用または損失に備えるため、理事会の議決に基づき、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上する。

資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表については、事業区分、拠点区分ならびにサービス区分の単位でも作成することになった。これは社会福祉法人の財務開示の飛躍的な改善につながることであり、次節で改めて検討する。

図表1 従来の会計記録と決算の流れ



図表2 新基準のもとでの会計単位の1本化



## 6 制度改革による財務開示（ディスクロージャー）の有効性

### 6-1 有効性検証へのアプローチ方法

前節では、近年いちじるしく制度改革が進行し、それに伴ってディスクロージャーが大きく拡充した3法人について概観した。従来は、これら3法人だけではなく非営利法人全般にディスクロージャーの不備が指摘されてきたが、制度改革によってもたつき感が解消される新

たな兆しが見え始めてきたと思われる。

では、一連の制度改革によってディスクロージャーの有効性は向上したのであろうか。そのための検証方法には、規範的アプローチと実証的アプローチの2つがある。

わが国では実証的アプローチによる検証の蓄積はまだ途上であるが、法人の情報提供機能に注目した実証研究では、たとえば「非営利組織を対象とした会計基準に追加された情報提供機能は純資産の区分やその増減に注目するよりむしろ、コスト情報の伝達にその目的を収斂させることによって、法人形態ごとに存在する会計基準を統一化させる方向に進めることができるのかもしれない」(黒木(2018), 230頁)という一定の帰結が示されている(黒木, p230)。

また高橋(2021)では、非営利法人が開示する情報についての実証的な分析について大きな壁がある現状を指摘し、打開するための試案としてDEA(Data Envelopment Analysis)という分析ツールの可能性について言及した。

以下では、蓄積途上にある実証的アプローチによる研究を補強、サポートするため、規範的アプローチから財務開示情報の有効性について考察していきたい。

## 6-2 ディスクロージャーの4つの基本要素

伊藤(2016)によれば、ディスクロージャーの有効性を決定するのは以下の4つの基本要素である<sup>5</sup>。

- ①情報の質(Quality)
- ②情報の量、またはそれが対象とする範囲(Coverage)
- ③情報開示のタイミング(Timing)
- ④情報開示の方法(Way)

①は、情報が企業の事象や状況をバイアスなく映し出すことについて、どの程度の信頼性や有用性を持っているかを測るための要素であり、②はどのような対象にいかなる情報をどの程度開示するかに関わる要素である。③は開示の速さと開示の時間的な間隔である。④は情報開示の際に選んだメディアやチャンネル、情報入手にかかるコスト、さらには情報の受け手の範囲を意味すると説明されている。

重要なことは、上記の4つの要素はそれぞれが独立しているのではなく連動している、ということである。つまり、有効性を数値化するとすれば、4つの要素の足し算ではなく、相乗効果や相互依存関係を考慮した掛け算となる。

仮に情報の質や量が満足のいくレベルであったとしても、情報開示のタイミングを逸して

---

<sup>5</sup> 伊藤(2022), 179頁から180頁。

しまうと情報の有用性は大きく低下する。また、情報自体は過不足がないとしても、入手のためのハードルが高い場合にはディスクロージャーの有効性は大きく損なわれるのである。

### 6-3 社会福祉法人のセグメント情報の有用性

前節で取り上げた3法人は、制度改革への外的な圧力には差があるとはいえ、改革によって開示される財務情報が充実する結果となっている。その中でも、とりわけ開示情報の量または範囲が飛躍的に拡充したと思われるのが社会福祉法人であろう。

前節でみたとおり、社会福祉法人の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表については、事業区分、拠点区分、サービス区分の単位でも作成することになった。補足すると、3つの計算書類については、法人全体、事業区分別および拠点区分別にそれぞれ作成し、さらに資金収支計算書と事業活動計算書についてはサービス区分別の明細書を作成することになったのである<sup>6</sup>。

拠点区分は、原則として予算管理の単位となり、一体として運営される施設、事業所または事務所をもって1つの拠点区分とされる。拠点区分による表示は、施設、事業所または事務所ごとの財務状況を明らかにすることを目的としている。

サービス区分は、拠点区分で実施される複数の事業について、法令などの要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況または資金収支状況の把握が必要な場合に設定される。介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保健施設および特定施設地域型保育事業については、指定サービス基準などで当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。

これらの区分は、会計主体である社会福祉法人の会計単位を複数に分け、それぞれの単位ごとに会計を行うために設けられたものであり、独立した会計区分であると考えられる。つまり、企業会計になぞらえれば、連結会計上で作成され報告される「セグメント情報」に他ならないのである。

先に示したディスクロージャーの基本要素である会計情報の範囲に照らしてみると、拠点区分やサービス区分で示される情報は、企業のセグメント情報よりもはるかに区分が細かく精細である。その意味では、企業会計の財務開示を参考にしながら拡充の過程をたどった社会福祉法人の開示は、ことセグメント情報に関しては情報の量と範囲に関して企業会計を凌駕したといっても過言ではないであろう。

したがって、情報の質、情報開示のタイミング、情報開示の方法という3つの要素が一定の水準で維持されるのであれば、社会福祉法人のセグメント情報の開示はディスクロージャ

---

<sup>6</sup> 補遺を参照のこと。

一全体の有効性の向上に大きく寄与すると考えられるであろう。

## 7 おわりに

本稿では、制度改革の波に洗われたともいえる3つの非営利法人を対象として、改革の概要とその影響について考察した。一般に改革の影響を測る場合には、プラス方向とマイナス方向の両面があるが、とりわけ社会福祉法人の改革に関していえば財務開示上はプラスの大きな効果が望めるであろう。

社会福祉法人の会計構造ならびに財務開示を改めて振り返ると、旧基準では本部会計と特別会計が分離しており、並立していた複数の会計単位の情報が開示されてこなかったという弊害があった。

新たな会計基準のもとでは原則として会計単位は一本化され、社会福祉法人全体としての財務状況が把握しやすくなったのは大きな前進である。さらに、内部管理上で従来から存在していた拠点区分やサービス区分ごとの情報も新たな会計単位として企業会計上のセグメント情報さながらに開示されることになったため、社会福祉法人の経営状況をより精緻に分析する土壌が整ったといえる。

企業の電子開示システムであるEDINETを追隨する形で、社会福祉法人財務諸表等電子開示システムも整備が進んでいる。これにより、従来の見えざるセグメント情報が可視化され顕在化するため、法人の全体像をよりリアルにつかむことが可能になるであろう。

(成蹊大学経営学部教授)

## 参考文献

伊藤邦雄 (2022) 『新・現代会計入門』, 日本経済新聞社  
行政改革推進本部事務局公益法人制度改革ホームページ

[http://www.gyokaku.go.jp/about/index\\_koueki.html](http://www.gyokaku.go.jp/about/index_koueki.html) (2022年4月1日現在)

黒木 淳 (2018) 『非営利組織会計の実証分析』, 中央経済社

小島廣光, 平本健太 (2022) 『非営利法人制度改革の研究—新・政策の窓モデルによる実証分析』, 北海道大学出版会

高橋史郎 (2021) 「非営利法人会計の情報内容の計測について —新たな方向へ向けての考察—」, 経済経営論集第52巻1号

## 【補遺】

社会福祉法人の計算書類のひな形

※財務諸表の第1号の1～3様式、第2号の1～3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。財務諸表の第1号の4様式、第2号の4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、第3号の1～4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※会計基準の別紙3、別紙4については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）の双方に計上するものとする。

※財務諸表の様式又は運用指針I別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

第1号の1様式

資金収支計算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入				
	老人福祉事業収入				
	児童福祉事業収入				
	保育事業収入				
	就労支援事業収入				
	障害福祉サービス等事業収入				
	生活保護事業収入				
	医療事業収入				
	○○事業収入				
	○○収入				
	借入金利息補助金収入				
	経常経費寄附金収入				
	受取利息配当金収入				
その他の収入					
流動資産評価益等による資金増加額					
事業活動収入計(1)					
支出	人件費支出				
	事業費支出				
	事務費支出				
	就労支援事業支出				
	授産事業支出				
	○○支出				
	利用者負担軽減額				
	支払利息支出				
	その他の支出				
	流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)					
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入				
	施設整備等寄附金収入				
	設備資金借入金収入				
	固定資産売却収入				
	その他の施設整備等による収入				
施設整備等収入計(4)					
支出	設備資金借入金元金償還支出				
	固定資産取得支出				
	固定資産除却・廃棄支出				
	ファイナンス・リース債務の返済支出				
	その他の施設整備等による支出				
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入				
	長期運営資金借入金収入				
	長期貸付金回収収入				
	投資有価証券売却収入				
	積立資産取崩収入				
	その他の活動による収入				
その他の活動収入計(7)					
支出	長期運営資金借入金元金償還支出				
	長期貸付金支出				
	投資有価証券取得支出				
	積立資産支出				
	その他の活動による支出				
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)		×××]	—	×××	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△×××]			
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

(注) 予備費支出△×××円は○○支出に充当使用した額である。

## 第1号の2様式

## 資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計
事業活動による収支	収入						
	介護保険事業収入						
	老人福祉事業収入						
	児童福祉事業収入						
	保育事業収入						
	就労支援事業収入						
	障害福祉サービス等事業収入						
	生活保護事業収入						
	医療事業収入						
	〇〇事業収入						
	〇〇収入						
	借入金利息補助金収入						
	経常経費寄附金収入						
	受取利息配当金収入						
その他の収入							
流動資産評価益等による資金増加額							
事業活動収入計(1)							
支出	人件費支出						
	事業費支出						
	事務費支出						
	就労支援事業支出						
	授産事業支出						
	〇〇支出						
	利用者負担軽減額						
	支払利息支出						
	その他の支出						
	流動資産評価損等による資金減少額						
事業活動支出計(2)							
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							
施設整備等による収支	収入						
	施設整備等補助金収入						
	施設整備等寄附金収入						
	設備資金借入金収入						
	固定資産売却収入						
	その他の施設整備等による収入						
施設整備等収入計(4)							
支出	設備資金借入金元金償還支出						
	固定資産取得支出						
	固定資産除却・廃棄支出						
	ファイナンス・リース債務の返済支出						
	その他の施設整備等による支出						
施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							

第1号の3様式

〇〇事業区分 資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		老人福祉事業収入					
		児童福祉事業収入					
		保育事業収入					
		就労支援事業収入					
		障害福祉サービス等事業収入					
		生活保護事業収入					
		医療事業収入					
		〇〇事業収入					
		〇〇収入					
		借入金利息補助金収入					
		経常経費寄附金収入					
		受取利息配当金収入					
		その他の収入					
		流動資産評価益等による資金増加額					
事業活動収入計(1)							
事業活動による収支	支出	人件費支出					
		事業費支出					
		事務費支出					
		就労支援事業支出					
		授産事業支出					
		〇〇支出					
		利用者負担軽減額					
		支払利息支出					
		その他の支出					
		流動資産評価損等による資金減少額					
事業活動支出計(2)							
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入					
		施設整備等寄附金収入					
		設備資金借入金収入					
		固定資産売却収入					
		その他の施設整備等による収入					
	施設整備等収入計(4)						
	支出	設備資金借入金元金償還支出					
		固定資産取得支出					
		固定資産除却・廃棄支出					
		ファイナンス・リース債務の返済支出					
その他の施設整備等による支出							
施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							

第2号の1様式

## 事業活動計算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益				
	介護保険事業収益				
	老人福祉事業収益				
	児童福祉事業収益				
	保育事業収益				
	就労支援事業収益				
	障害福祉サービス等事業収益				
	生活保護事業収益				
	医療事業収益				
	〇〇事業収益				
〇〇収益					
経常経費寄附金収益					
その他の収益					
	サービス活動収益計(1)				
サービス活動増減の部	費用				
	人件費				
	事業費				
	事務費				
	就労支援事業費用				
	授産事業費用				
	〇〇費用				
	利用者負担軽減額				
	減価償却費				
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××		
徴収不能額					
徴収不能引当金繰入					
その他の費用					
	サービス活動費用計(2)				
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)				
サービス活動外増減の部	収益				
	借入金利息補助金収益				
	受取利息配当金収益				
	有価証券評価益				
	有価証券売却益				
	投資有価証券評価益				
	投資有価証券売却益				
	その他のサービス活動外収益				
		サービス活動外収益計(4)			
	サービス活動外増減の部	費用			
支払利息					
有価証券評価損					
有価証券売却損					
投資有価証券評価損					
投資有価証券売却損					
その他のサービス活動外費用					
	サービス活動外費用計(5)				
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
	経常増減差額(7)=(3)+(6)				

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益			
		特別収益計(8)			
特別増減の部	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失	△×××	△×××	
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)			
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)			
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			

## 第2号の2様式

## 事業活動内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
サービス活動増減の部	収益						
	介護保険事業収益						
	老人福祉事業収益						
	児童福祉事業収益						
	保育事業収益						
	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	生活保護事業収益						
	医療事業収益						
	〇〇事業収益						
	〇〇収益						
	経常経費寄附金収益						
	その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
費用							
人件費							
事業費							
事務費							
就労支援事業費用							
授産事業費用							
〇〇費用							
利用者負担軽減額							
減価償却費							
国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××	
徴収不能額							
徴収不能引当金繰入							
その他の費用							
サービス活動費用計(2)							
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)							
サービス活動外増減の部	収益						
	借入金利息補助金収益						
	受取利息配当金収益						
	有価証券評価益						
	有価証券売却益						
	投資有価証券評価益						
	投資有価証券売却益						
	その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)						
	費用						
支払利息							
有価証券評価損							
有価証券売却損							
投資有価証券評価損							
投資有価証券売却損							
その他のサービス活動外費用							
サービス活動外費用計(5)							
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
経常増減差額(7)=(3)+(6)							

第2号の3様式

〇〇事業区分 事業活動内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計	
サービス活動増減の部	収益							
	介護保険事業収益							
	老人福祉事業収益							
	児童福祉事業収益							
	保育事業収益							
	就労支援事業収益							
	障害福祉サービス等事業収益							
	生活保護事業収益							
	医療事業収益							
	〇〇事業収益							
〇〇収益								
経常経費寄附金収益								
その他の収益								
	サービス活動収益計(1)							
サービス活動増減の部	費用							
	人件費							
	事業費							
	事務費							
	就労支援事業費用							
	授産事業費用							
	〇〇費用							
	利用者負担軽減額							
	減価償却費							
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××	
徴収不能額								
徴収不能引当金繰入								
その他の費用								
	サービス活動費用計(2)							
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)							
サービス活動外増減の部	収益							
	借入金利息補助金収益							
	受取利息配当金収益							
	有価証券評価益							
	有価証券売却益							
	投資有価証券評価益							
	投資有価証券売却益							
	その他のサービス活動外収益							
		サービス活動外収益計(4)						
	サービス活動外増減の部	費用						
支払利息								
有価証券評価損								
有価証券売却損								
投資有価証券評価損								
投資有価証券売却損								
その他のサービス活動外費用								
	サービス活動外費用計(5)							
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
	経常増減差額(7)=(3)+(6)							

